

木津川市地域包括支援センター木津西

指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会が開設する木津川市地域包括支援センター木津西（以下「センター」という）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という）の適切な利用が出来るよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図る事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現出来るよう配慮して行う。

- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行う。
- 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 5 事業の実施に当たっては、木津川市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
- 6 上記のほか、介護保険法その他の法令、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）及び「木津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成27年3月24日条例第14号）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 木津川市地域包括支援センター木津西
- (2) 所在地 京都府木津川市相楽山松川 42 番地の 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤兼務職員、当地域包括支援センターの包括的支援業務と兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1 名以上 (常勤兼務職員、及び当地域包括支援センターの包括的支援業務と兼務)
- (3) 保健師等 1 名以上 (常勤専従職員、当地域包括支援センターの包括的支援業務と兼務)
- (4) 社会福祉士等 1 名以上 (常勤専従職員、当地域包括支援センターの包括的支援業務と兼務)
- (5) 主任介護支援専門員 1 名以上 (常勤専従職員、当地域包括支援センターの認知症総合支援業務と兼務)
- (6) 保健師等 1 名 (非常勤専従職員)

(営業日及び営業時間)

第 5 条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで (国民の祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く)
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。但し、問い合わせについては、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(介護予防支援の提供方法)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
利用者の居宅及びセンターの相談室等
- (2) サービス担当者会議の開催場所
利用者の居宅及びセンターの会議室等
- (3) 利用者宅への訪問
次の場合に利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問して利用

者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供月から起算して概ね3箇月に1回以上

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

(4) モニタリングの結果記録

1 箇月 1 回以上

(介護予防支援業務の一部の委託)

第7条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、基準及び木津川市の示す指針に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

(ア) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施

(イ) 介護予防サービス計画（以下「計画」という）原案の作成

(ウ) サービス担当者会議の開催

(エ) 利用者に対する計画原案の説明

(オ) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付

(カ) モニタリングの実施

(キ) 介護予防に係る効果の評価

(ク) 保険給付に係る給付管理業務

(ケ) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

(10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委託に当たっては委託することについて、利用者またはその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとする。（当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない）

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は木津川市の相楽学区、相楽台学区、高の原学区、木津川台学区とする。

(事故発生時の対応)

第10条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、マニュアルにより、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者または第三者に賠償すべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止検討委員会において虐待の防止のための対策を検討する。その結果についてセンターの職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) センターの職員に対し、虐待の防止のための研修会を実施する。
- (4) 管理者を責任者とし、前(3)号に掲げる措置を適切に実施する。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報するものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第12条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、次の各号に掲げるハラスメント対策に取り組む。

- (1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発を図る。
- (2) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、センターの職員に周知する。

2 ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれるものとする。

(感染症予防に関する事項)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し啓示を行う。

(業務継続計画に関する事項)

第14条 業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(苦情等処理)

第15条 提供したサービスまたは個人情報に関する利用者からの相談および苦情に迅速に対応するため、別途利用者の意見・要望等の相談解決実施要綱を定める。

2 提供したサービスに関し、府及び市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めもしくは依頼、または府及び市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して府及び市町村が行う調査に協力するとともに、府及び市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第16条 従業者は個人情報の保護に関する法律及び木津川市個人情報保護条例並びに「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年5月30日適応厚生労働省)」を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう勤務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1箇月以内

(2) 現任研修 年1回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人とセンター管理者との協議により定めるものとする。

附 則 この運営規程は、令和4年4月1日より施行する。
この運営規程は、令和5年4月1日より施行する。
この運営規程は、令和5年5月1日より施行する。
この運営規程は、令和5年7月1日より施行する。

この運営規程は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。